



福島医発第2302号(地)

平成22年3月23日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

サリドマイドの個人輸入を行う医師等に
対する安全管理及び適正使用の徹底について

さて、今般、標記に関しまして厚生労働省医薬食品局安全対策課並びに監視指導・麻薬対策課より別添の通知が発出された旨、日本医師会より連絡が参りました。

本件は、医師等により個人輸入されているサリドマイドの使用状況等を把握するとともに、その適正使用を確保することを目的として、サリドマイド使用登録・管理システム（以下、「SMUD」）により、サリドマイドを個人輸入により使用する医師等に対してあらかじめインターネットを用いてその使用に関して登録を求めるものであります。

また、当該医師によりSMUDに登録された患者が、自らサリドマイドの適正管理・使用を行うことができるよう、SMUD運営事務局より当該医師に対して、「サリドマイド安全手帳」が送付されることとなっております。

これにより、本年3月29日より医師等により個人輸入されるサリドマイドについては、「サリドマイド安全手帳」を参考にして、「必要理由書」に新たに加えられたサリドマイドを必要とする患者に適正に使用させることを誓約する旨の記載があることを確認するとともに、SMUDにより発行される「薬監証明申請時添付文書」の提出を求め、その確認を行うこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了解頂くとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する連絡先は、下記のとおりとなっております。

(連絡先)

特定非営利活動法人 日本医薬品安全性研究ユニット

住所：〒113-0034 東京都文京区湯島 1-2-13 西山興業御茶ノ水ビル 4 F

電話：03-5297-5860 F A X：03-5297-5890

SMUDに関するウェブサイト：<http://www.smud.jp/>

(法安82) F
平成 22 年 3 月 15 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
木下 勝



サリドマイドの個人輸入を行う医師等に対する
安全管理及び適正使用の徹底について

今般厚生労働省医薬食品局安全対策課並びに監視指導・麻薬対策課より標記について別添の通り本会宛連絡がありました。つきましては、これまでの通り安全管理を徹底するとともに、以下について貴管下会員へご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

医師等により個人輸入されるサリドマイドの使用状況等を把握するとともに、その適正使用を確保するため、サリドマイド使用登録・管理システム（Safety Management system for Unapproved Drugs、以下「SMUD」）により、サリドマイドを個人輸入により使用する医師に対してあらかじめインターネットを用いてその使用に関して登録を求めることとなった。

併せて、サリドマイドの個人輸入を行う医師によってSMUDに登録された患者が、自らサリドマイドの適正な管理・使用を行うために、SMUD運営事務局（日本医薬品安全性研究ユニット）から当該医師に対して、患者自身が適正な管理・使用を行うことを補助するため、「サリドマイド安全手帖」を送付することとする。

ついては、平成22年3月29日より医師等により個人輸入されるサリドマイドについては、「必要理由書」に従来の記載に加えて、「サリドマイド安全手帖」を参考にして、サリドマイドを必要とする患者に適正に使用させることを誓約する旨の記載があることを確認するとともに、SMUDにより発行される「薬監証明申請時添付文書」の提出を求め、確認を行うこととされたい。

以上

（参考）特定非営利活動法人 日本医薬品安全性研究ユニット
連絡先等は以下の通り。

住所：〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-13 西山興業御茶ノ水ビル4F

電話：03-5297-5860 FAX：03-5297-5890

SMUDに係るウェブサイト：<http://www.smud.jp/>





事務連絡
平成22年3月5日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

サリドマイドの個人輸入を行う医師等に対する安全管理及び適正使用の徹底について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等あて通知しましたので、当該通知の内容について、ご丁知いただきますとともに、関係者に周知方よろしくお願いします。



薬食安発0305第2号

薬食監麻発0305第2号

平成22年3月5日

各 都道府県
保健所を設置する市
特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

サリドマイドの個人輸入を行う医師等に対する安全管理及び適正使用の徹底について

医師等のサリドマイドの個人輸入については、平成16年12月14日付け薬食監麻発第1214001号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「医師等のサリドマイド個人輸入の取扱いについて」及び平成17年3月31日付け薬食発0331003号厚生労働省医薬食品局長通知別添「医薬品等輸入監視要領」に基づき、輸入監視を実施しているところである。

今般、別添の平成22年3月5日付け薬食安発0305第1号、薬食監麻発0305第1号厚生労働省医薬食品局安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長連名「医師等のサリドマイドの個人輸入に係る薬監証明の発給について」のとおり、医師等により個人輸入されるサリドマイドの使用状況等を把握するとともに、その適正使用を確保するため、サリドマイド使用登録・管理システム(Safety Management system for Unapproved Drugs、以下「SMUD」)により、平成22年3月29日より医師等により個人輸入されるサリドマイドについては、SMUDにより発行される「薬監証明申請時添付文書」の提出を求め、確認を行うこととしたところである。

また、SMUDに患者を登録することにより、SMUD運営事務局(日本医薬品安全性研究ユニット)から患者自身が適正な管理・使用を行うことを補助するため、「サリドマイド安全手帖」がサリドマイドの個人輸入を行う医師に送付され、その患者に適切に手交されることにより、患者自身によるサリドマイドの適正な管理・使用を行う環境を確保することとした。

については、サリドマイドの個人輸入にはSMUDへの登録が必須になること、及び個人輸入されたサリドマイドを服用する患者の安全管理及び適正使用の徹底のためにSMUD運営事

務局より送付される安全手帖の活用が求められることについて、サリドマイドの個人輸入を行う貴管下の医療機関に対して周知徹底及び指導方お願いします。

(留意事項) 本通知の内容については、貴管下医療機関（歯科診療所を除く）の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるようご配慮願いたい。



薬食安発0305第1号
薬食監麻発0305第1号
平成22年3月5日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

医師等のサリドマイドの個人輸入に係る薬監証明の発給について

医師等のサリドマイドの個人輸入については、平成16年12月14日付け薬食監麻発第1214001号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「医師等のサリドマイド個人輸入の取扱いについて」及び平成17年3月31日付け薬食発0331002号厚生労働省医薬食品局長通知別添「医薬品等輸入監視要領」に基づき、輸入監視を実施しているところである。

今般、医師等により個人輸入されるサリドマイドの使用状況等を把握するとともに、その適正使用を確保するため、サリドマイド使用登録・管理システム(Safety Management system for Unapproved Drugs、以下「SMUD」)により、サリドマイドを個人輸入により使用する医師に対してあらかじめインターネットを用いてその使用に関して登録を求めることとなった。

併せて、サリドマイドの個人輸入を行う医師によってSMUDに登録された患者が、自らサリドマイドの適正な管理・使用を行うために、SMUD運営事務局(日本医薬品安全性研究ユニット)から当該医師に対して、患者自身が適正な管理・使用を行うことを補助するため、「サリドマイド安全手帖」を送付することとする。

ついては、平成22年3月29日より医師等により個人輸入されるサリドマイドについては、「必要理由書」に下記の記載があることを確認するとともに、SMUDにより発行される「薬監証明申請時添付文書」の提出を求め、確認を行うこととされたい。

記

必要理由書に、従来の記載に加えて、「サリドマイド安全手帖」を参考にして、サリドマイドを必要とする患者に適正に使用させることを誓約する旨。

(参考) 特定非営利活動法人 日本医薬品安全性研究ユニット

連絡先等は以下のとおり。

住所: 〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-13 西山興業御茶ノ水ビル4F

電話: 03-5297-5860 FAX: 03-5297-5890

SMUDに係るウェブサイト: <http://www.smud.jp/>

(記載例)

必要理由書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輸入者名 (印)

1. 治療上必要な理由

(国内で市販されている医薬品等が使用できない理由、輸入される医薬品等を使用しなくてはならない理由及び輸入される数量の必要性について記載すること)

2. 医師の責任

(輸入される医薬品等は、薬事法上無許可であり、医師の責任の元に使用されるので、一切の責任を医師が負う旨記載すること)

3. サリドマイドの厳重管理と適正使用の遵守

(今般輸入されるサリドマイドについては、平成15・16年度厚生労働省関係学会医薬品等適正使用推進事業により作成された「多発性骨髄腫に対するサリドマイドの適正使用ガイドライン」を参考にして、サリドマイドを厳重に管理するとともに、SMUD事務局よりサリドマイドの個人輸入を行う医師に送付され患者に適切に手交される「サリドマイド安全手帖」を参考にして、サリドマイドを必要とする患者に対し適正に使用させる旨の誓約について記載すること)

4. 販売、譲渡

(治療に使用するために輸入するのであって、販売、譲渡はしない旨の誓約について記載すること)